

## 島根県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日付け農畜第 478 号  
一部改正 令和 5 年 4 月 17 日付け産支第 39 号

### (趣旨)

第 1 島根県強い農業づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）
- (2) 補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）
- (3) 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2895 号農林水産省農産局長、3 畜産第 1972 号農林水産省畜産局長通知）
- (4) 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3 農産第 2897 号農林水産省農産局長、3 畜産第 1991 号農林水産省畜産局長通知）
- (5) 強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2087 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3 農産第 2896 号農林水産省農産局長、3 畜産第 1989 号農林水産省畜産局長通知）

### (交付の目的)

第 3 産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援することを目的として、国交付等要綱別表 1 のⅠ産地基幹施設等支援タイプ及び別表 1 のⅡ卸売市場等支援タイプに掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (交付対象者)

第 4 交付対象者は、国交付等要綱別表 1 のⅠ及びⅡの事業実施主体の欄に定める者とする。ただし、都道府県を除く。

### (交付対象経費及び交付率)

第 5 交付金の交付の対象となる経費及び交付率は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第 6 規則第 4 条の規定による申請書は様式第 1 号のとおりとする。

- 2 交付金の交付を申請しようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、そ

の金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

#### (変更等の承認)

第7 規則第9条第1項の規定による申請書は、様式第2号によるものとする。ただし、国交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りではない。

2 規則第9条第2項の規定による報告書は、様式第3号によるものとする。

#### (概算払請求)

第8 交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (遂行状況報告等)

第9 交付事業者は、交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第5号により事業の遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第8の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、交付事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、交付事業者に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第10 規則第10条に規定する実績報告は様式第6号によるものとし、提出の時期は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

ただし、交付金の全額が概算払により交付された場合は、交付の決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。

2 第6第2項ただし書きの規定により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第6第2項ただし書きの規定により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### (知事の定める財産)

第11 規則第13条第1項第4号に規定する財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第13条第1項第5号に規定する財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

(書類の提出部数)

第 12 規則及びこの要綱により提出する書類の部数は 1 部とする。

(帳簿及び証拠書類)

第 13 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、国交付等要綱第 23 第 3 項に定める処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 市町村長は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 9 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付条件の付記)

第 14 市町村長は、事業実施主体（第 4 に規定する交付対象者のうち市町村を除く者。以下同じ）に交付金を交付するときは、この要綱の第 7 から第 13 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、市町村長は、事業実施主体に交付金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国交付等要綱第 26 の第 2 項第 2 号に規定する別紙様式により申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

1 この交付金交付要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 島根県農業経営構造対策費補助金交付要綱（昭和 57 年 10 月 1 日付け農発第 396 号）
- (2) 肉用牛基礎雌牛整備事業費補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日付け畜発第 124 号）
- (3) 農業経営対策推進事業費補助金交付要綱（平成 12 年 4 月 3 日付け農発第 3 号）
- (4) 担い手対策推進事業費補助金交付要綱（平成 12 年 4 月 3 日付け生発第 44 号）
- (5) 島根県生産振興総合対策等補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 15 日付け生第 41 号）

3 上記 2 の交付要綱に基づき平成 16 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(平成 18 年要綱農畜第 2495 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成19年要綱農畜第2195号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年要綱農畜第2099号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年要綱農畜第1393号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年要綱農畜第1号)

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則(平成23年要綱農畜第220号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要綱農園第228号)

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

附 則(平成31年要綱農園第89号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年要綱産支第41号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年要綱産支第24号)

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則(令和5年要綱産支第39号)

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表（第5関係）

経 費	交 付 率
<p>1 事業費</p> <p>(1)産地基幹施設等支援タイプ 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費</p> <p>(2)卸売市場等支援タイプ 国交付等要綱及び市場法第 16 条第 1 項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が 1 の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額、定額（6/10、11/20、1/2、3/10、4/10、1/3、1/4、1/5 以内）</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国交付等要綱別表 1 の I の定めるところ（国交付等要綱第 4 の 1 のただし書きの規定に基づく緊急の事業については、農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定めるところ）によるものとする。</p> <p>定額（4/10、1/3 以内）</p> <p>なお、それぞれの交付率に該当する取組は、国交付等要綱別表 1 の II の定めるところ（国交付等要綱第 4 の 1 のただし書きの規定に基づく緊急の事業については、農産局長等が別に定めるところ）によるものとする。</p> <p>定額（1/2 以内）</p>